

一般社団法人日本F I Dバスケットボール連盟  
強化指定選手・日本代表選手及び日本代表コーチングスタッフに関する規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本F I Dバスケットボール連盟（以下「本連盟」という）の日本代表チームが将来的に競技復帰する国際パラリンピック委員会（以下「IPC」という）主催のパラリンピックや、国際知的障害者スポーツ連盟（以下「Virtus」という）主催のグローバルゲームス、世界選手権等の国際大会に於いて、メダル獲得や上位入賞を目指す為、技術、能力、資質等に優れた選手を強化指定選手として選考し、世界で勝てるチームを構成することを目的とする。

第2条（選手の選考）

- 1 強化指定選手の選考は、毎年事業終了後に強化・普及委員会がリストアップする。また国際大会に合わせて日本代表選手を選考し、理事会にて決定するものとする。
- 2 本連盟主催のFID ジャパン・チャンピオンシップ大会を強化指定選手選考会の位置づけとし、また全国障害者スポーツ大会を参考大会として選考出来るものとする。
- 3 選考対象大会以外にも各エリアで監督者推薦として挙げられた選手に関しては、代表合宿に参加することが認められ、評価を受けることが出来るものとする。

第3条（日本代表コーチングスタッフの選考）

- 1 日本代表チームのコーチングスタッフは理事会に於いて決定する。
- 2 代表チームには総括、ヘッドコーチ、アシスタントコーチ、ドクター、トレーナーを配置するほか、必要に応じてスタッフを追加することが出来る。

第4条（選手選考基準）

- 1 強化指定選手並びに日本代表選手は本連盟の登録選手であることとする。
- 2 代表合宿の中で選手のパフォーマンス（スキル、フィジカル、メンタル、コミュニケーション、ポジションコンバート等）能力を代表チームコーチが評価を行い、強化・普及委員会にて審議し、理事会にて最終決定とする。
- 3 Virtus への競技者登録申請が可能な選手であること。
- 4 日本国籍があること

第5条（肖像権）

強化指定選手並びに日本代表選手の肖像権は本連盟に帰属する。

第6条（強化指定選手・日本代表選手の取消）

強化指定選手並びに日本代表選手は以下に該当する場合、強化指定、日本代表を取り消すことが出来る。

- （1）本人もしくは保護者から本連盟に対して辞退の申し入れがあった場合
- （2）競技をするうえで、健康上に問題があった場合
- （3）Virtus への競技者登録が不可だった場合
- （4）本連盟の行動規範、ドーピング防止規程に違反があった場合
- （5）強化指定選手並びに日本代表選手として相応しくない言動があった場合

#### 第7条（遵守事項）

強化指定選手、日本代表選手及び日本代表コーチングスタッフは下記の内容を遵守しなければならない。また、遵守出来ない場合は書面にてその理由を申し出て了解を得なければならない。

- （1） 強化合宿への参加
- （2） 指定された国際大会への参加
- （3） 指定された本連盟主催事業等への参加協力
- （4） 練習状況の報告
- （5） 健康等、医学的状況変化の報告
- （6） 指定された書式の診断書の提出、服用薬、健康状況の報告
- （7） Virtus 及び公益財団法人日本アンチドーピング機構のアンチドーピング規程の遵守
- （8） 法令及び本連盟の基本規程その他各種規程の遵守

#### 第8条（費用負担）

強化指定選手は「強化指定選手登録料」を負担する。但し、助成、寄付等の状況を勘案し、別途定めるものとする。

#### 第9条（改 廃）

この規程は理事会決議により改廃を行う。

#### 第10条（施 行）

この規程は、平成29年（2017年）12月29日から施行する。

令和2年（2020年）10月14日改正